

安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会委員名簿

(任期 令和6年5月1日～令和9年4月30日)

令和8年5月1日現在

No.	役職	氏名	所属及び役職等	選任区分 (条例第4条)
1	会長	神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	学識経験を有する者
2	副会長	野々川 信	安城市医師会 副会長	福祉、医療又は保健の関係者 (医療)
3	委員	深谷 裕都	八千代病院 社会医療法人財団新和会 総務課長	福祉、医療又は保健の関係者 (医療)
4	委員	杉浦 正之	安城市民生委員・児童委員協議会 会長	福祉、医療又は保健の関係者 (福祉)
5	委員	矢田 力三	地区社会福祉協議会会長連絡会 会長	福祉、医療又は保健の関係者 (福祉)
6	委員	伊藤 賢	特別養護老人ホームひがしばた 事務部長	福祉、医療又は保健の関係者 (福祉)
7	委員	鶴田 敦之	安城老人保健施設 事務次長	福祉、医療又は保健の関係者 (保健)
8	委員	野村 弦	ヘルパーネット部会	介護サービス事業者又は介護 予防サービス事業者を代表する 者
9	委員	富田 裕明	安城市老人クラブ連合会 副会長 (第1部長)	介護保険の被保険者
10	委員	加藤 麻弥	公募市民	介護保険の被保険者 (公募市民)

根拠法令 ・安城市附属機関の設置に関する条例 第4条 別表
 ・安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会規則 第2条

事務局名簿

氏名	所属及び役職等
仲道 雄介	福祉部長
松村 誠	福祉部次長
稲松 隆	福祉部高齢福祉課長
徳田 晴美	福祉部高齢福祉課主幹
別府 達彦	福祉部高齢福祉課介護保険係長
山田 京	福祉部高齢福祉課介護保険係

安城市附属機関の設置に関する条例

平成25年12月24日安城市条例第34号
最終改正 令和6年10月2日安城市条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 安城市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第44号）

(2) 安城市総合計画審議会条例（昭和40年条例第19号）

(3) 安城市住居表示審議会条例（昭和38年条例第28号）

(4) 安城市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第17号）

(5) 安城市スポーツ推進審議会条例（昭和53年安城市条例第58号）

3 この条例の施行の際現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員の残任期間とする。

附 則（平成27年3月25日安城市条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日安城市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日安城市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日安城市条例第50号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日安城市条例第 12 号）
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 28 日安城市条例第 34 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 安城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成 30 年 3 月 27 日安城市条例第 8 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日安城市条例第 35 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日安城市条例第 1 号）
この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日安城市条例第 31 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日安城市条例第 1 号）
この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日安城市条例第 10 号）
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 27 日安城市条例第 27 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 2 日安城市条例第 31 号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条－第 4 条関係）【抜粋】

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	安城市 介護保険 地域密着型 サービス等 運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等並びに介護予防支援に係る事業者の指定に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	3年

安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会規則

平成26年1月24日安城市規則第11号
最終改正 令和6年10月2日安城市規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市介護保険地域密着型サービス等運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月24日安城市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年10月2日安城市規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

議題1 地域密着型サービス等事業所の運営状況について

1 地域密着型サービスとは

- (1) 高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される介護保険サービスが地域密着型サービスで、平成18年4月から創設されました。
- (2) 原則として市民のみが利用できるサービスで、市が指定・指導監督の権限を持っています。

2 地域密着型サービスの種類と内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、定期巡回型訪問と随時の対応・随時訪問を行うことで、24時間365日必要なタイミングで柔軟に提供します。

(2) 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

(3) 地域密着型通所介護

平成28年4月1日から介護保険制度改正により、定員18名以下の「通所介護」事業所は「地域密着型通所介護」事業所となり、指導所管は県から市へ移譲されました。要介護状態となった方ができる限り居宅で、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、送迎から健康管理・入浴の介助など必要な日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

(4) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が、できる限り居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴、排せつ・食事等の介護、健康状況の確認などの日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

(5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況・希望・環境を踏まえて、居宅への訪問サービス、施設への通いサービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ提供することにより、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

(6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者に対して、5～9人を1つの共同生活住居の単位とし、家庭的な雰囲気と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、利用者の能力に応じて日常生活を営めるようにするものです。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(定員29人以下の介護付有料老人ホーム)

有料老人ホーム等のうち、介護保険の指定基準を満たし、市の指定を受けた施設です。入浴、排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話などが受けられます。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(定員29人以下の特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。原則要介護3～5と認定された人が利用できます。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスを提供します。

3 市内の地域密着型サービスの利用状況（令和8年3月末現在）

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	利用者数 (人)	前年度末 利用者数 (人)
24H看護・介護ステーション オレンジ (北山崎町)	68	66
合計 1事業所	68	66

(2) 夜間対応型訪問介護

事業所名	利用者数 (人)	前年度末 利用者数 (人)
夜間対応型訪問介護ステーション オレンジ (北山崎町)	0	0
合計 1事業所	0	0

(3) 地域密着型通所介護

事業所名	介護 予防	定員 (人)	利用者数 (人/日)	稼働率 (%)	前年度末 稼働率 (%)
株式会社ライフサポート デイサービスセンター (三河安城南町)	あり	18	13.2	73.3	77.6
デイサービス みなみの風 (南町)	あり	15	9.5	63.3	60.0
ケアセンターうらら (古井町)	あり	18	9.7	54.1	71.6
デイサービス ちゃや (宇頭茶屋町)	あり	13	10.5	80.9	75.4
デイサービス さるびあ (二本木新町)	あり	18	11.6	64.5	67.3
デイサービスセンター リ・ライフ (桜井町)	あり	10	6.3	62.8	22.4
デイサービス じけいの庭 (相生町)	あり	10	4.7	46.7	46.5
デイサービス いちみ (桜井町)	あり	15	6.8	45.3	41.9
リハビリデイサービス nagomi 安城店 (大山町)	あり	※36	15.3	85.0	96.8
デイサービス花むすび (桜井町)	あり	18	7.2	39.8	72.4
デイサービス 和の街 (里町)	あり	10	8.0	80.0	93.5
デイサービス丘の家 (赤松町)	あり	18	12.1	67.1	70.5
だんらんの家三河安城 (緑町)	なし	15	12.6	84.1	84.3
デイサービスアルクオーレ 安城横山 (横山町)	あり	18	16.6	92.3	89.3
デイサービスさくら (桜井町)	あり	15	6.9	46.1	46.7
レスパイトステーション 安あん (赤松町)		9	0	0	11.1
合計 16事業所		256	151	58.9	62.7

※複数単位実施の合計

(4) (介護予防) 認知症対応型通所介護

事業所名	介護 予防	定員(人)	利用者数 (人/日)	稼働率 (%)	前年度末 稼働率 (%)
認知症デイサービスセン ターあんのん館 (福釜町)	あり	10	1.2	11.9	23.9
愛の家グループホーム安 城今本町 (今本町)	あり	3	2.2	74.2	79.4
合計 2事業所	—	13	3.4	26.1	36.9

(5) 看護小規模多機能型居宅介護・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

事業所名	定員 (人)	登録者 数①	利用延べ回数			※1人1 週間あたり の平均回数	前年度末 平均回数
			通い②	訪問③	宿泊④		
あかねぞら 大黒・恵比須 (東端町)	25	17	259	179	117	7.4	6.4
ニチイケアセ ンター東明町 (東明町)	29	26	413	288	117	7.1	6.3
小規模多機能 ホームひまわ り・福釜 (福釜町)	29	26	423	322	227	8.1	9.0
看護小規模多機 能型居宅介護こ ころくばり (篠目町)	29	24	377	321	189	10.2	12.9
看護小規模多機 能型居宅介護 安あん堀内 (堀内町)	29	21	311	505	0	16.3	8.0
合計5事業所	141	114	1,783	1,615	650	8.0	8.3

※ 1人の1週間あたりの平均回数 = $[(\text{②} + \text{③} + \text{④}) \div (\text{①} \times 31 \text{日})] \times 7 \text{日}$

(6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

事業所名	定員(人)	利用者数 (人)	空き室 (室)	前年度末 利用者数 (人)
グループホーム野のユリ (二本木新町)	18	14	4	13
グループホーム安城福釜の家 (福釜町)	27	26	1	26
グループホームめぐらす横山 (横山町)	18	16	2	16
グループホーム田苑春風 (小川町)	18	18	0	18
ニチイケアセンター三河安城 (三河安城本町)	18	18	0	17
ニチイケアセンター東明町 (東明町)	18	18	0	18
グループホームじけい (西別所町)	18	18	0	18
愛の家グループホーム安城今本 町(今本町)	18	18	0	18
グループホームひびきの家安城 (東端町)	18	18	0	17
けあビジョンホーム安城 (別郷町)	18	18	0	17
グループホームこころくばり (篠目町)	18	18	0	18
グループホーム横山 (横山町)	18	18	0	18
グループホームめぐらす小川 (小川町)	18	18	0	18
グループホーム百々安城 (赤松町)	18	18	0	18
合計 14事業所	261	254	7	250

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業所名	定員(人)	利用者数 (人)	空き室(室)	前年度利用 者数(人)
介護付有料老人ホーム みどりの家 (北山崎町)	29	29	0	29
すえひろ翔裕館 (末広町)	29	29	0	28
介護付有料老人ホーム めぐらす箕輪 (箕輪町)	29	25	4	26
合計 3事業所	87	83	4	83

(8) 地域密着型介護老人福祉施設

事業所名	定員(人)	利用者数 (人)	空き室(室)	前年度 利用者数 (人)
特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山 (横山町)	29	28	1	29
地域密着型特別養護老人 ホームこころくばり (篠目町)	29	29	0	29
合計 2事業所	58	57	1	58

4 地域密着型サービス等の指定状況

(1) 令和7年度 指定更新事業所

	申請者	事業所		サービス種類	指定年月日 (開設年月日)	指定有効 終了年月日
	法人名	名称	所在地			
1	エース内山薬品株式会社	リハビリデイサービスnagomi安城店	大山町1丁目4番地1	地域密着型通所介護	令和7年6月1日	令和13年5月31日
2	メディカル・ケア・サービス 東海株式会社	愛の家グループホーム安城今本町	今本町4丁目5番13号	(介護予防)認知症対応型通所介護	令和7年12月1日	令和13年11月30日
3	株式会社大木家	グループホーム横山	横山町赤子1番地63	(介護予防)認知症対応型通所介護	令和8年3月1日	令和14年2月29日
4	株式会社ヒビキ	グループホームひびきの家安城	東端町山ノ神90番地1	(介護予防)認知症対応型通所介護	令和8年3月1日	令和14年2月29日
5	株式会社碧介護サービス	介護付有料老人ホーム みどりの家	北山崎町北浦18番地	地域密着型特定施設入居者生活介護	令和8年3月10日	令和14年3月9日

※令和7年度中の新規指定事業所、廃止事業所及び指定取消事業所はありませんでした。